

摂保国第1569号

令和2年2月6日

摂津市国民健康保険運営協議会

会長 登阪 弘 様

摂津市長 森 山 一 正

諮 問 書

国民健康保険料におきましては、平成30年度からの国保の広域化による制度改正に伴い、新たな算定方法で大阪府統一保険料率が示されているところでございます。

本市におきましては、大阪府国民健康保険運営方針に基づき、激変緩和措置を講じながら法定外繰入等によって生じた大阪府統一保険料率との差額を解消すべく保険料を設定しているところでございます。

令和2年度においては、差額解消の実施に着手するとともに、昨年同様に税制改正による政令改正が行われ、保険料の軽減判定所得の見直しが必要となっております。

加えて、昨年の政令改正に伴う賦課限度額の見直しも図ってまいりたいと考えております。

これらを踏まえて、国民健康保険料の設定に伴う下記の事項についてご答申を賜りたく、貴会の意見を求めます。

記

1. 令和2年度保険料の軽減判定所得の見直しについて
2. 令和2年度保険料の賦課限度額の見直しについて